

金	金	鄭	朴	金	金	崔	李	柳	金	金	崔	崔	崔
鳳	昇	然	宰	國	振	燉	時	承	東	倬	鎮	東	常
起	起	意	均	卿	鐸	松	應	烈	秀	卿	圭	吉	集
金	金	李	崔	崔	崔	朴	尹	金	郭	沈	沈	崔	朴
喆	振	錫	亨	燉	燉	會	相	潤	相	相	鎮	命	泰
起	珪	麟	吉	植	大	魯	覺	卿	熙	祚	廷	台	秀
沈	崔	崔	鄭	曹	咸	金	金	曹	曹	崔	崔	金	曹
佐	天	秉	炳	圭	在	振	南	三	秉	命	元	鎮	秉
燮	圭	柱	和	大	復	鶴	鐸	煥	贊	洙	集	卿	喆

曹	沈	金	趙	金
仁	鎮	成	敦	振
煥	華	卿	學	湜
曹	崔	崔	沈	咸
格	錫	興	恍	東
煥	圭	洵	燮	鏡
沈	金	趙	趙	
相	鐸	正	秉	
文	振	載	默	

墓先祿規約

- 第一條 本祿의名稱은墓先祿라함
- 第二條 本祿의祿員은司馬所의嗣孫으로함
- 第三條 本祿의集會場所는江陵司馬所內로함
- 第四條 本祿의目的은祿員等先世遺傳하던江陵司馬所桂蓮堂과此에附屬된土地、林野를永久保存하
고士氣를振興케하여勸業及殖産을獎勵함
- 第五條 本祿의基本財産은司馬所의財産과入祿金으로함
- 第六條 本祿에申込者는入祿金壹圓으로하되但財産이多額되는時는此限에不在함
- 第七條 本祿의定期總會는每年十月二十一日로定함

第八條 本禊の任員は左列如き

- 一 禊長 一人
- 一 有司 三人

第九條 本禊の禊長は禊員中年長者と爲し有司は禊會日禊員決議に依りて禊長に此を指名す

第十條 禊長は禊務を總轄監督す

第十一條 有司は禊長の命に依りて庶務及會計に従事す

第十二條 禊長及有司の任期は左列如き

- 一 禊長は無期と爲す
- 一 有司は一箇年と爲す

第十三條 有司は毎年總會時稷中會計收支を稷中に報告す

第十四條 稷員中死亡者有る時は互相慰問하며稷中から紙燭の賻儀を問はせ其稷員の嗣孫として承

入可し

但承入稷員は入稷金壹圓と爲す

第十五條 稷員は士氣を振興し爲さば可成る自己の子孫を勸學すや名儒達士に至りては他の模範に

可成る事

第十六條 本稷員は實業及又副業を力行す

第十七條 前項第十五條第十六條に該當する者認むる時は稷中から此を褒賞す

第十八條 本規約は本稷開設日より此を施行す

星聚稷名帖(五星亭稷) 五星亭は江陵邑の南山あり

崔 命 翼	字 聖 八	號 莖 坡	江 陵 人
李 春 壇	字 致 華	號 鶴 谷	寧 海 人
金 振 邦	字 季 彦	號 石 洲	江 陵 人
南 有 榮	字 聖 若	號 竹 西	英 陽 人
金 振 泰	字 登 玉	號 曠 巖	江 陵 人
金 詰 權	字 東 元	號 月 峯	金 寧 人

生活狀態調查

鄭信東	字仁範	號月湖	迎日人
朴長實	字潤圭	號東湖	江陵人
李泰儀	字芳魯	號又竹	全州人
權定植	字聖安	號菊雲	安東人
金榮執	字大允	號農明	安東人
韓斗洙	字星七	號退東	清州人
金俊	字芳德	號蒼巖	安東人
李教益	字敬三	號農隱	全義人
李容奎	字登三	號復齊	平昌人
崔延集	字叔英	號玉川	江陵人
	十月二十六日生		

崔燉性	字子元	號菊圃	江陵人
李龍基	字元九	號松隱	寧海人
沈相烈	字士範	號海菴	三陟人
洪兼子		號錦花	南陽人
	八月十五日生		

五星亭稷規則(星稷稷)

- 一、基本財産 白米二斗式 每年十月二十二日 一齊收合事
- 一、每年四月九日九月九日定期總會于五星亭事
- 一、定期日稷員有故則以子弟代行事 若無故不參則後 期日諸員面責事
- 一、定期日費用無過拾圓事
- 一、定期總會時元金逐期以三分利殖收納事
- 一、元金與利殖稷員勿用以他人殖利 有力保證一 人式連帶事
- 一、稷中人保證勿許事

三、部落の現狀

- 一、現金未放債時以有力者保管事 保管人稷中保管證添付事
- 一、稷中員或移居他鄉則以親族代行事
- 一、若有移居他鄉則元月以書信相問事
- 一、稷員中或有身死則 自稷中六升布一疋厚白紙一卷洋燭一匣贈儀事
- 一、每員紙燭贈儀事 稷禮時儀制一章白米壹斗式扶助事
- 一、稷禮時自稷中 果三色大口咖一尾具祭文一皮該當有司携帶舉行事(吳郡代一圓假置)
- 一、稷禮則各員若有故則以子弟代行事
- 一、三年後以長子長孫承入而一番會次事
- 一、亭子若有朽敗之時僉員合力修理永久維持事
- 一、直室每年各樣税金與蓋草修伊負擔事
- 一、該當有司與直伊種々看檢亭子修理事
- 一、文簿手俗該當有司相傳授事

同 丁 趣 旨 書

夫同丁者即同甲而謂也昔文潞公居洛中時嘗有同庚會各賦其詩傳於畫圖是亦一代勝事實為後世紀蹟也何獨

此會專美於古耶況乎吾們同生丁卯適宋朝五星聚奎之歲也 其時星官謂曰自此天下太平云此是吉星之相應安知不為後日之太平乎又古有陳氏聚星亭于時德星聚必有賢人之聚故名其亭曰聚星其後朱夫子作書贊其本原亦一時紀蹟後人嗣葺庶不朽名自古事業皆如是也以吾輩學淺見何敢贊一辭慕倣古人之遺風如是發論若今同丁之誼都無會合之日難成星奎之求意也以契與會名稱則 拘於時上認可自號曰星聚得社無帖無財任意自遊最為當若各人處輪回而聚則自然弊生實非釋游之方法也各佩其費聚于中央勝地以叙觴咏之幽情亦為紀念之實蹟豈非吾同丁之太平者此歟

再

- 位 置 樓臺江山名勝處
- 聚 費 自二圓以內或一圓以內隨其力分排當日佩來
- 韻 題 發文時預為同示準備而來當日聚席上正書
- 聚 期 每年良辰佳節 青蘭綠陰蒼葭黃菊

若有故不參之時以書面回示

其他細則聚時相議為定
散期夕陽醉後乘興各歸

三、部落の現狀

部落民の貧富

江陵郡に於ける部落民は、一般に質素、勤勉である。従つて他の朝鮮の村落に比して、住民の生活に概して餘裕あることは、その民家や服装によりても略ぼ窺ふことが出来るが、郡内總戸數一萬四千六百十一戸の内、中産以上の生活者の數は實に八千四百七十四戸（内一萬圓以上の資産家二百七十二戸）にして、全戸數の五割一分以上を占て居る。之に由りて見れば、本郡は大地主約十數名を除く外は格段なる貧富の差なく、土地の所有は公平に分配せられ、小作爭議も亦絶無に近いのである。これは他の地方に多くその例を見ない點であつて、江陵郡の特色と云ふことが出来る。殊に新政以來農業、漁業の發達が甚だしく、郡、面、各産業團體等に於て、産米改良、土地改良、漁業改善等に一段の努力をなしたる結果、今や地方民の生活は益々向上の域に向ひつゝある現状である。

面別一萬圓以上富者戸數及び中産者戸數調

面名	總戸數	一萬圓以上	三萬圓以上	五萬圓以上	十萬圓以上	二十萬圓以上	三十萬圓以上	中産者	計
江陵	二、二九〇	七三	一五	五	一	二	一	九八二	一、〇七七
城山	一、三四〇	一三	七	七	一	一	一	八二三	八五一
城山	八九二	七	三	一	一	一	一	五六六	五七七

面別貧者數調

面名	總戸數	細民	窮民	乞食	計
旺山	一、二一七	一	一	一	九八七
邱井	一、〇九六	三	一	一	七二〇
江東	一、一五〇	一〇	一	一	六一八
玉溪	一、四四七	二	一	一	九四九
望祥	七五四	二	一	一	五〇八
丁洞	七九七	二	一	一	三八六
沙川	九五〇	二	一	一	四四五
連谷	一、一八六	三	一	一	六四八
新里	一、四九二	四	二	一	五七一
計	一四、六一一	五三	八	三	八、二〇二

面名	總戸數	細民	窮民	乞食	計
江陵	二、二九〇	一、一八八	二一	四	一、二一三
城山	一、三四〇	四八七	二	一	四八九
城山	八九二	三一一	四	一	三二五
旺山	一、二一七	二〇七	二	二	二三〇
邱井	一、〇九六	三六七	五	一	三六六
三、部落の現状					二二七

三、部落の現状	農業者数調査								備考
	面名	江陵	城徳	城山	旺山	邱井	江東	王溪	
	一、〇二二	一、一九八	八〇六	一、一五三	八四二	八五七	一、一六九	四八三	
	二二六	一	三三	三四	九八	二四七	一二四	一五三	
	一、二四八	一、一九八	八三九	一、一八七	九四〇	一、一〇四	一、二九三	六三六	
	商業と兼業せるもの多し					漁業と兼業せるもの多し	漁業及商業と兼業せるもの多し	同上	二三九

計	農業者数調査								備考
	新里	連谷	沙川	丁洞	泉群	王溪	計	備考	
四	一	一	一	二	一	一	一	一	
六	一	一	二	一	一	一	一	一	
二	三	一	一	一	一	一	一	一	
四八	七	三	二	六	三	一	一	一	
一八三	九	一三	二	一八	二	五	七	七	
二五四	一九	一七	一四	二四	五	七	七	七	
									百町歩以上大地主は雲亭里李根宇、同里郷龍和なり

生活状況調査	大地主								備考
	江東	王溪	泉群	丁洞	沙川	連谷	新里	計	
一、一五〇	一、四四七	七五四	七九七	九五〇	一、一八六	一、四九二	一四、六一一	六、〇三二	
四八三	四八七	二三四	三九一	四八三	五一七	八八三	六、〇三二	九〇	
四	四	二	二	三	六	一	一	九〇	
七	七	四	二	三	三	一	一	一	
四九〇	四九一	二三八	三九三	四八六	五二五	九〇一	六、一三七	一五	
									百町歩以上大地主は大地正町崔集林町崔煥昇なり

生活状態調査

丁洞	七二四	二二	七四六
沙川	七七九	四〇	八一九
連谷	一、一二五	四	一、一二九
新里	六四三	一三八	七八一
計	一〇、七九一	一、二二九	一一、九二〇

二四〇

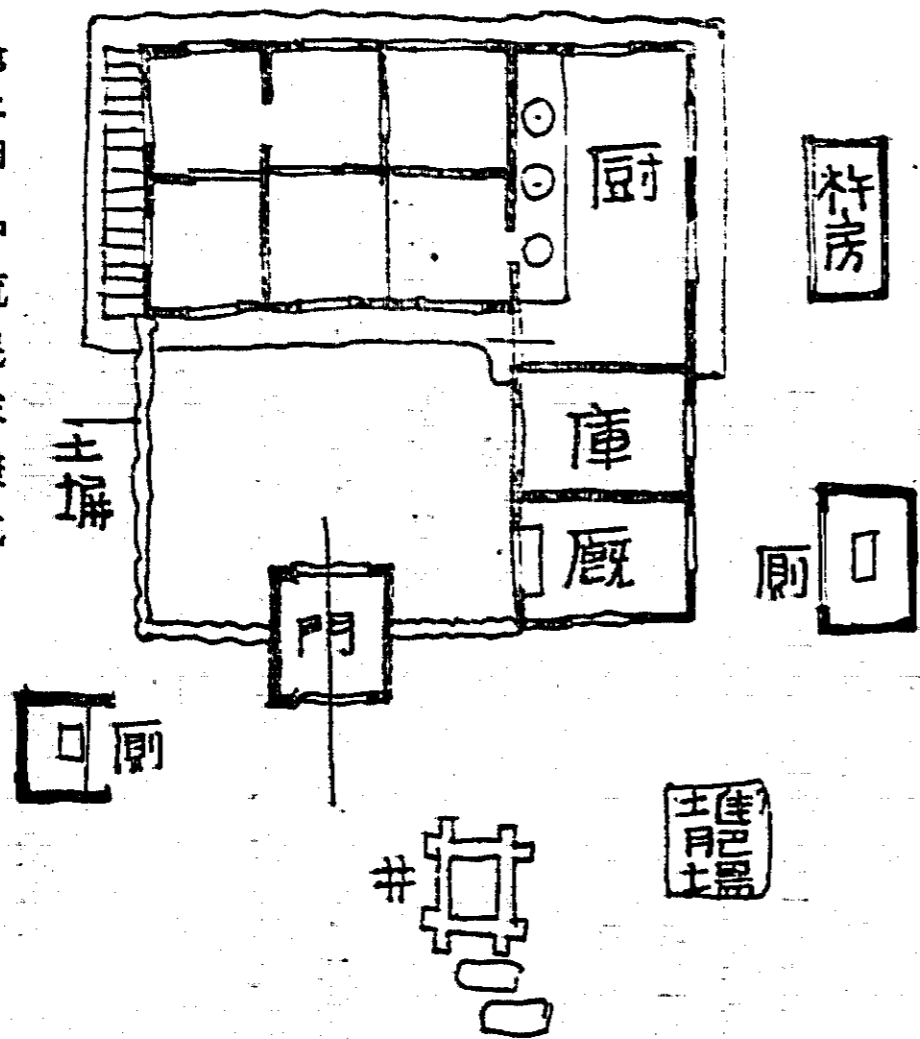
漁民多くして商業と兼業するもの尠からず

四、生活様式

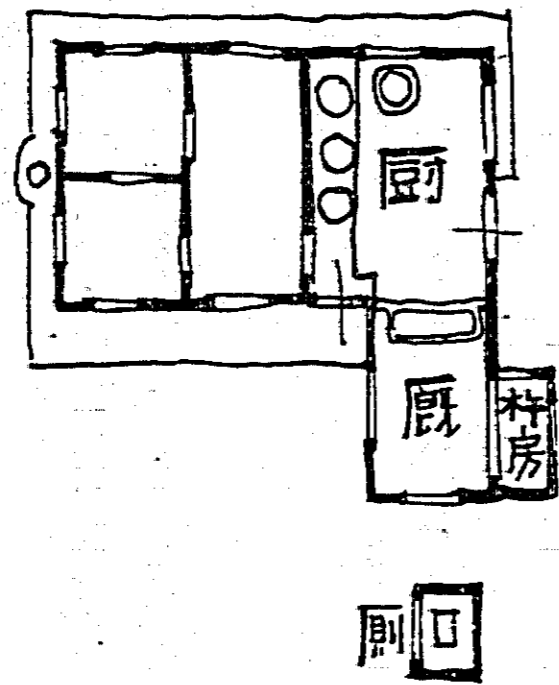
住宅

江陵地方に於ける住宅様式を見るに、普通民家に於ける間取の主体は、□の形に數室の温突を取り、第一圖の上流民家、第二圖の中流民家、第三圖の下流民家とも、大體北鮮型に屬し、温突を二重に設けて居るが、□形に曲つて居る點と、中庭を取り、大廳を設けて居る點などは、中部朝鮮殊に京城附近の様式に則つて居る。いづれも便所及び牛舎・堆肥舎の如き附屬建物は、別棟にして居るものが多い。一般に中流以上の民家には塀及び垣根を繞らしたものが多く、また庭に樹木を配して居るものも、この地方民家の特相であらう。建築は比較的新しいが、丁洞面の李根宇氏の邸宅は嶺東地方切つての大邸宅にして、その間取は、内大廳・外大廳・舍廊・行廊・越房・次房・下房・間房・厨房・小門・大門・内外庫間・後房・中門・後門・將臺・厩舎・屋根・天井・押入・床・戸窓・壁・焚口・煙突・煙道・石垣・土塀・穀稗垣・籬・木柵・板扉・竹扉・洗面所・浴室・大小便所・足碇室・(母室)・饌房・内外樓廳・應接室・別堂・祠堂・堆肥舎・農具室・鶏舎・蠶室・井戸・蓮塘・花壇等がある。(第四圖参照)

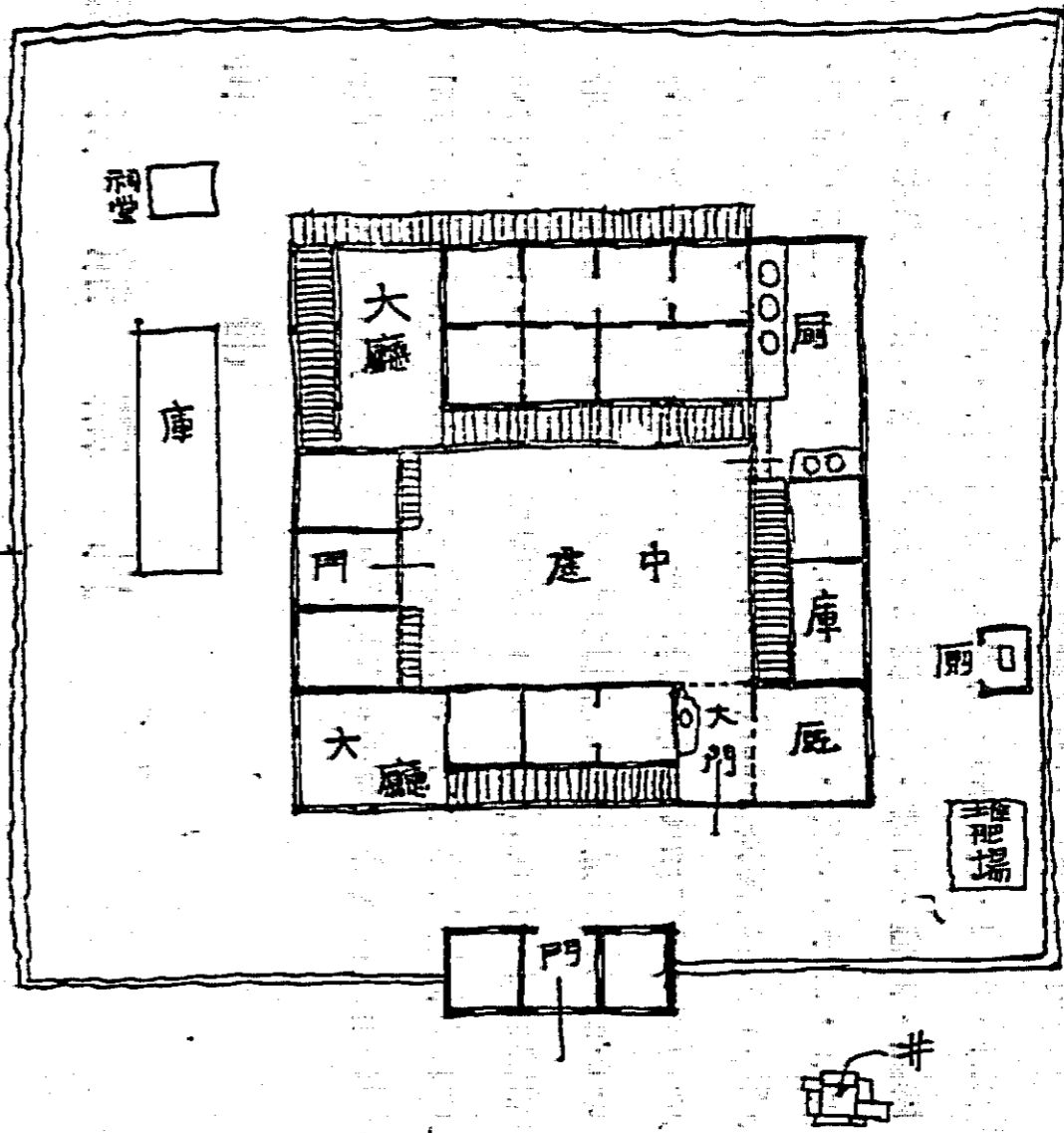
第二圖 中流民家様式



第三圖 下流民家様式



第一圖 上流民家様式



第一圖、第二圖、第三圖、と
 知る、間取を明記せざるまの
 は、すべて温突部屋である

住宅の建築には、風水説に基き、地形の選定が慎重である。住宅建築費は、普通左の通りである。

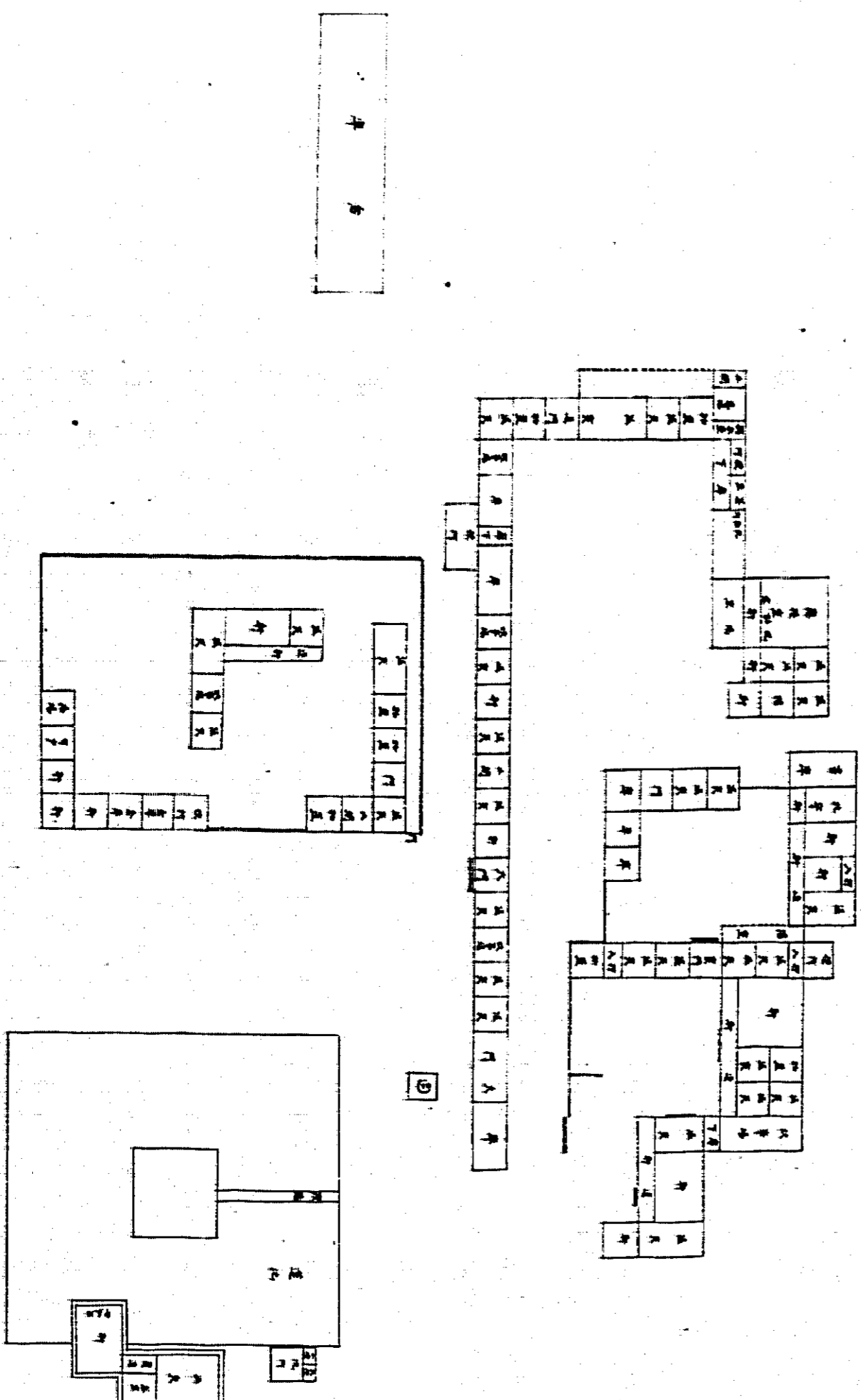
上等(瓦葺)建築	一間に付費用	貳百圓以内
中等(草葺)	同	百圓以内
下等(草葺)	同	貳拾圓内外

民家は概して藁葺が多いが、兩班の多きと、富の程度の比較的高いためか、この地方には瓦葺屋根が他の地方に較べて多いやうであり、家並も村落としては立派な方である。而して漁村にはトタン葺、山地には板葺又は木皮葺屋根を多く見受ける。

瓦葺・藁葺等家屋數 (昭和四年末現在)

區別	瓦葺		トタン葺		藁葺		石材葺		板葺		木皮葺	
	棟數	間數	棟數	間數	棟數	間數	棟數	間數	棟數	間數	棟數	間數
二間未滿	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五間未滿	4	14	7	23	1	4,876	2,036	1	1	1	1	1
十間未滿	15	1,255	15	1,255	6	2,364	1,668	1	1	1	1	1
二十間未滿	37	3,619	9	1,033	3	3,425	1	1	1	1	3	3,96
五十間未滿	7	2,311	3	1,100	1	1	1	1	1	1	1	1
五十間以上	1	77	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

瓦葺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
トタン葺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
藁葺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石材葺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
板葺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
木皮葺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



第四圖 平面圖 (昭和四年末現在)

計

四七九六

三六六 三六九二二五二六八二五

一

三〇

二五二一五九

四三三三〇九七

食物

主食物

主食物は米のみを常食とするもの少く、山地帯に住むものは主に粟・玉蜀黍・裸麥・馬鈴薯にして、その他のものは大體に於て米、粟・馬鈴薯、又は米と麥・粟・小豆、若くは大豆とを混合して用ひて居る。近年生活難に陥れるもの多き爲め、雜物を以て主食物を補ひ、尙ほ最も貧窮する、麥の收穫期に於ては麥のみ用ひ、米の收穫期には米のみを食ふものあり、また米・麥を地主より借り入れて、收穫期まで露命を繋いで居るものも多い。

副食物

副食としては大根・白菜・蒜・蕃椒・葱等を普通とし、蓬・芹等の野生植物、及び春期には草木の若芽等を食するものもある。白菜・大根の沈菜は四季常に用ひ、また酒の副食にも用ひられる。魚類は膾炙して食ふものあり、干魚・明太魚・干鱈は廣く用ひられて、殊に中流以上の家庭に於ては常に食用に供せられ、食用肉としては牛を主とし、豚・鶏をも用ひ、また狗肉を食ふ慣習もあるが、一般農民は正月と盆を

除く外、肉を食ふものは少い。

救 荒 食 物

水害旱魃等天災の甚しき場合は勿論、毎年五月・七月前後は一般に穀物なく、麥稻は未だ熟せざるとき（之を五月は春窮・麥嶺、七月は七窮と云ふ）であつて、貧窮せる農民は草木の若芽葉及び葛根・松皮等を採取し、これをその儘、或は大豆の粉・雜穀を少量混合し、煮て常食とし、麥糠（精選したるもの）をも食用とし、尙ほ橡實等を拾ひ、煮て食用とすることがある。而して天災の爲めに一般作物不作の年は、代用作として多く蕎麥を播き、その收穫物を以て僅かに命を保つことがある。

中流以上の生活は毎日三回食を普通とし、下流の生活には二回食を爲すものあり、中流の生活者も冬季には二回（朝夕）食を爲すものがある。

一回の食料は勞働者を除く外は普通三合とし、勞働者は五合乃至六七合である。

食 器

食皿には金屬製のものゝと陶磁器のものゝとあり、金屬製のものは、上流階級の家庭に在りては銀・白銅製等を用ふるが、その他は普通眞鍮製で、陶磁器の外、一部木器を用ふるものもある。食器の種類は、普通に飯碗・壺・皿等にして、近來内地製の器物を使用するものが漸次多くなつて來て居る。

服 装

朝鮮人の在來服は、上衣と下衣よりなり、上衣は裕・綿入（襦衣）・單（赤衫）等で、何れも筒袖である。長さは脛までを普通とするが、婦人用は一層短く、乳房を覆ふ位である。左襟と前身頃の胸には長き幅廣の紐を付け、右胸脇にて結び、餘端をさらりと垂れ（便宜紐の代りボタン止めにするものもあり）、下衣は裕・綿入（袴）・單（袴）にして、上は腰紐にて括り、裾口は足頸に纏ひ「襪」の上より紐（單袴）にて括る（五歳前後の幼児と夏季の勞働者は普通單袴を用ひず）。「行纏」と稱して脛部を編みたるものあり、周衣は襦衣の上に着る衣にして、形は筒袖の長着に似て脇入廣く、下方に擴がり、長さは脛まで、ある。着方は襦衣と同様にして、周衣は内地の羽織に相當し、通常禮服として外出には必ず着用す。以前は禮服の制ありて周衣の上に着たけれども漸次廢せられ、今日は慶吊のときは道袍を用ふるものが多い。廣袖衣は周衣に似て、袖は羽織の様で、儒生の着用するものである。衣服の地質は木綿・麻絹等にして、地色は多く白物を用ふるも、上衣・周衣には黒・鼠・茶・水色等を用ふることがある。服装は一般に白色を尙ぶが、汚れ易く不經濟なる關係上、昨今は追々色物を用ふる傾向がある。

女子は下衣の下に、普通二枚乃至三枚の細き股引を穿き、その上には裳を纏み（裳の上に席を加ふ）。裳

には袴・單(普通)あり、色物を用ふるも(忌中は必ず白色を用ふ)他は多く白地である。上衣は男子よりも短く、地質も亦同様であるが、色合は流石に華かにして、新婚のときを除き一般に濃厚なるものを悦ぶ風がある。周衣は男子の着服製なるも近年は女子も着用するものが多い。

右の外、馬掛子(冬季上衣の上に重ねて着るもの)・背子(上衣の上に着るものにして主に老人の防寒用)・加衫(背子の様なもので袖あり)・女子腹巻(上衣と裳との間に巻くものにして普通綿入の幅一尺内外長さ六七尺の帯の様なもの)等あり、尙ほ附屬品には吐手・囊巾ツキモノあり、吐手は腕貫に類し、拾・綿入・毛皮等で製したるは、冬季の防寒用とし、藤、又は馬腰にて編みたるは、夏季袖口に汗の染むるを防ぐためである。囊巾は即ち巾着で、内には金銭・燐寸・小刀・火打・毛拔・印章・面鏡・木梳等を入れ、草匣は紙製又は布製にして、刻煙草を入れるものである。何れも腰に吊し、その外眼鏡・齒筒(齒針を入れたもの)刀鞘をも佩ぶものがある。

寝具

寝具には覆布團・敷布團あり、敷布團は木綿又は絹を覆ひとし、内に厚く綿を入れたもので、幅三尺内外、長さ五・六尺位、覆布團は敷布團より綿入れ稍薄く、大さは約三倍程である。覆布團の薄いのは温突を使用する關係で、夏季は麻の拾又は單を用ひ、上流の家庭は絹物を用ふるも、下流の家庭は寝具のなき

ものが多い。枕には木造(主に男子用)・絹・綿製(裏部に藁稗を入れて製造したるもの)等がある。

装身具・髪・冠物

装身具としては、男子は腰に巾着・煙草入・眼鏡入・小刀入・齒針入(老人用)を吊り、女子は指輪を散むる程度で、髪は男は頭の上部に鬘を結び、その端に解けざる様金屬製・珊瑚等にて作りたる釘(トンコツと云ふ)を挿し、女は髪を後部に結び、弁を挿したる外、貴金屬品の耳搔・楊枝・花模様等を挿して居る。冠物は笠子(竹若しくは竹と駿を編みたる上に漆を塗りたる笠にして、麻又は絹絲を以て製するものもある)・網巾(駿・麻・絹絲(は喪主用))等にて製し、頭の周圍に巻き頭髮の亂れを防ぐもの、宕巾(網巾の上に冠るものにして官公吏の職を経たる者の冠るもの)、儒巾(儒生の冠るものにして緇布又は黒絹を以て製し一組の紐あり、釋奠祭、其他祠院の祭祀に笠子の代りに網巾の上に冠るもの)、幘巾・紗帽(幘巾・紗帽共に朝官の禮服にして結婚式のとき新郎が用ふることあり)、草笠(冠禮後大人になるまでに冠るもの)・風登耳(冬季防寒用として冠るもの)、喪笠(喪人の冠るもの)等である。女子の冠るものは、丕巾フシ(防老人の寒用として冠るもの)、甘巾アミ(防寒用として冠るもの)、風遮(防寒用として冠るもの)、頭袱(老人の防寒用にして小袋に似る。長さ一尺五寸にして兩側の紐を以て後部に結ぶ)

履物

麻鞋・草鞋等を常用とし、革靴は中流以下の生活者が普通履くものである。木履は雨天の際の履物であるが、近來は洋靴・護謨靴・下駄等を用ふものが多い。

燃料・燈火

燃料

イ、炊爨用及び牛馬の飼料煮沸用

A	松葉	年	三百萬貫	E	石炭及び煉炭	
B	薪		八十萬貫	F	落葉	
C	雜草		二萬貫	G	木炭	七萬三千貫
D	穀稈・粗穀					

ロ、温突用

A	松葉	年	七百萬貫	E	石炭及び煉炭	
B	薪		百七十萬貫	F	落葉	
C	雜草		六萬貫	G	木炭	
D	穀稈・粗穀					

燈火

昔時に於ては松脂・胡麻油等を用ひて燈火としたが、今日では殆んど大部分石油燈を用ふるに至り、江陵面の如きは昭和三年より電燈を用ふることゝなつた。昭和四年末現在に於ける調査に依ると、江陵郡内の各種燈火使用戸數は左の通りである。

燈火使用戸數

區分	電燈使用戸數	使用戸數	舊式石油燈使用戸數	魚脂使用戸數	油	無燈戸數
内地	一七一	九八				
朝鮮	四四八	四、〇一〇	九、五〇五			
支那	一〇	五	二			
計	六二九	四、一三三	九、五〇七			

冠婚葬祭

「後漢書」に載せて曰く「其人性愚慥少嗜欲不請召同姓不婚忌諱疾病死亡輒棄損舊舍」とあるが、この地方の冠婚喪祭に關しては、昔ながらの遺風が尠からず保存されて居る。

結婚

早婚の状況

併合以前に於ては早婚の風習が甚だ多かつた爲め、これに因る弊害もまた尠くなかつたが、最近に至りては、時勢の進歩、教育の普及等に影響せられ、その弊風は漸次改善せられて居る。尤も郡内に於ても、交通不便にして、文化の程度未だ低き處に於ては、尙ほ早婚の風習が行はれて居る。最近の結婚に付、三十五歳未満の結婚者を年齢別に調査すれば左の通りである。

妻の年齢	夫の年齢				
	十七歳未満	十七歳以上二十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	三十歳以上
十五歳未満	五	七	一	一	一
十五歳以上二十歳未満	五二	四八一	二九九	四九	二〇
二十歳以上二十五歳未満	一五	二五四	五七七	二八八	二〇七
二十五歳以上三十歳未満	一	一	一三二	五六一	二七九

結婚年齢別調査 三十五歳未満 (昭和四年)

年齢	人数	合計
三十歳以上三十五歳未満	一	一五〇
二十歳以上三十歳未満	一	三〇八
十五歳以上二十歳未満	七二	八一四
合計	七四二	一、〇四八

約婚 約婚は多く友人、或は媒婆の紹介に依り、當事者の意思に依る者は今尙ほ少く、兩方の主婚者(祖父・父・兄・伯叔父等の順序に依り、此等の者なきときは近親の男の尊屬者がこれに代る)が、慎重にこれを決定する。昔日は早婚の弊甚しきものあり、十一・十二歳前後に結婚したるものがあつたが、近時次第に早婚は減少の傾向がある。

送單 婿家と婦家に於て結婚を約束したる後、婿家より柱單(四柱と云ひ、大膳紙に婿の生年・月・日・時を記し、青紅絲二絶を以て其の紙を纏め、紅袱にて包みたるもの)を婦家に送り、其の送り方は中流以上は下男をして、中流以下は仲媒者に依頼するを普通とする。

消記 婦家に於て柱單を受けたる後、納幣・奠膺日の消記(良い日を選び書きたるもの)を、婿家に送る。

納幣 婿家に於て、綵段二匹、一は青色、一は紅色にして、何れも下衣(裳)の地である。青紅絲二絶を以て綵段を纏め(青は紅綵を紅は青綵を纏むもの)、黑色の函に入れ、紅袱を以て包み、而して函夫として、朱笠を冠り、紅團領(紅色衣物)を着、八尺の木綿にてこれを擔がせる。紗燭籠軍は數三組を用ふ

(古は納幣は必ず昏時に行ふが爲めに紗燭籠を用ひたが、今は形式のみにして燭は用ひず)。納幣は奠鴈の前日に行ふを例としたが、今は便宜奠鴈の當日先に行ふものが多い。下流社會に於ては納幣前、紬緞布木及び金銭を婦家の請求に依り供給し(送禮と稱す)、上流社會に於ても婿、婦家を問はず、一方が富み一方が貧にして禮を進行し得ざる場合は、富める方より先づ金銭を送り便宜を興へることがあるが、下流社會にありては婦家に於て婿家を助けるものはない。

奠鴈 婿は馬又は轎に乗り、定刻の通り婦家に行き(前に婦家より三度招くを禮とす)、紗燭籠軍・鴈夫を先頭とし(鴈は生鴈、或は木造鴈を紅袱にて包む)、鴈夫(幣物を入れたる函を擔きたるもの)を次にし、婿の親族中一人を上客として後行す。婦家に於ては婿を迎へ、庭中に卓子を設け置き、婿袵衣(丹州)・紗帽・襟巾・紗扇・角帯・革靴等を飾り(禮を行ふときは紗扇、襟巾を取る)鴈夫鴈を進め婿これを受け、卓子に奠き再拜を爲し、婦家鴈を受け、禮の済むを待ちて還交す、この式を奠鴈と云ふ。

交拜 奠鴈の禮を終へ、廳事或は庭中に於て禮卓を設け、棗栗・龍餅・生鶏等を列べ置き、婿は禮卓の東から西向に立ち、婦は花冠(手エロ)を戴き、花衣(小笠)を着、廳後に髪を結び、大髷、子髷(トコナカエロ)を以て龍簪に纏めたるもの)を加へ、金扇(鍍金したるもの)を以て面を遮り、眼を閉ぢ、佩物を帯び、頂上に梅花鹿を施し、兩頬に胭脂を付け、侍婢に扶けられて、禮卓の西から東向に立ち、婿先づ再拜し、

婿は男執事の導きに依り一拜を以て答へ、婿又再拜し、婿亦一拜を爲す。之を交拜とす。

醮禮 (合香禮) (香は壺を以て造るもの) 交拜を終へ、婿婦相對坐し、手母(侍婢)は婦の香に酒を注ぎ、婦の手を経て婿にすゝめ、婿は一揖して之を執り、少飲し、次に男執事亦酒を注ぎ、婦に香をすゝめ、それを燥返すこと三回に至る。之を醮禮と云ふ。

禮を終へると、婿及び賓客一同を他室に於て饗宴を爲し、婿の餘物は婿の歸ると共に婿の家に送る。醮禮の時は一般男女の觀光を許す慣習がある。

右は中流以上の婚禮にして、下流の家に於ては極く簡單に行はれ、婿步行し、水を酌し禮を爲すことあり、又は婿家に於て着物を婦家に供給し、婦を婿家に送り、直ちに禮を行ふこともある。

于禮 婿が歸ると同時に婿が婿家に行く禮で、奠鴈の當日又は別の日に於て行ふものである。(于禮を別の日に爲す場合には婿は奠鴈の當日家に歸らず婦家に於て花燭の縁を結ぶ)、婦は(服物其他粧飾品は醮禮の時と同じ)轎に乗り、紗燭籠軍・乳母・手母(乳母・手母は女婢にして轎に乗ることあり)先行し、次に棗・贄物(棗栗・乾雉・魚物・酒瓶等)匙箸筭・飯器等を多くの女婢或は戴き、或は捧げ、婿家に到り、廳事に於て「見舅姑」の禮を行ひ、乳母・手母棗栗を舅に(郎の父)乾雉を姑(郎の母)に薦め、婦を導き、各再拜を爲し、酒を酌し、婦の手を経て舅姑に獻じ(舅は道袍等の禮服を着し或は紗帽・團領等

を着るものあり、姑は普通新衣を着し或は縁衣等の禮服を着るものあり、次に婿家の家族は尊卑の順序に依り相見禮を行ひ、又は祠堂に就き贄物（魚物）を獻じ、祝文を読み、參拜を爲す。而して大饗等を解き、舅姑より簪・首飾品・指環・佩物・衣裳・紬緞等の禮物を賜り、大卓に列べたる珍饈を薦め、共に親戚の婦女と饗宴を爲し、婦の餼物を婦の歸ると同時に婿家へ送り、婿家からは當夕に馬或は轎を以て婿を迎へ歸り、婿婦花燭の縁を結び、婿は翌日婦の父母に拜式を爲し、後に婿を送るのである。

再行 婿も又再行として婿家に行き、數日を経て歸り、婿は舅姑其他の尊屬親に對し問安書を上げ、又再行として婿家に行き、餼・餅・襪子等を舅姑に上げ、三日の間朝夕舅姑に問安の禮を行ひ、數日或は數箇月を経て一旦婿家へ送り歸らす。而して約一箇年を経て箱・籠・衣服等を備へ婿家へ行くのであるが、この間、婿婦の衣服洗濯等は、婿家に於て供給し兩三年を續ける。

結婚費用

結婚費用は兩班と常民及び貧富の階級に依り、著しき差異がありて一様でないが、兩班又は富者間に於ては、女家の費用は男家の費用に比し二三倍以上に達するを例とす。因つて之に倣ふ一般民間の女家に於ては、その負擔に大なる苦痛を感じつゝあるが、從來の因襲に依り、未だ尙ほ改善に志す者が少いのは甚だ遺憾とすべき點である。貧民間に於ては、男家の費用は女家のそれに比して多いのであるが、元より上

流家庭に比してその經費も頗る僅少である。今中流以上の一般家庭に於ける之が費用を調査するに、大體左の如くなつて居る。

其 一 男 家 費 用		女 家 費 用	
新郎の服装及び冠物費	八十圓		
新婦に對する弊物及び函具費	四十圓		
新婦の佩物及び其他禮物費	百圓		
女家迄の往復旅費	二十圓		
宴會費及び飲食費	百圓		
		新婦服装費	四百圓
		新婦所持品簪笄其他道具費	二百圓
		新郎初衣費	四十圓
		男家迄の往復旅費	四十圓

（紗帽・稱衣・角帶等の費用をも含む）

宴会費又は飲食費

百四十圓

(贅物等費を含む)

計

八百二十圓

其二 男 家 費 用

新郎の服装費

六十圓

女家に對する贅物及び函費

百圓

新婦の佩物費

百圓

女家迄の往復費

五十圓

宴会費及び飲食物

七十圓

計

三百八十圓

女 家 費 用

新婦服装費

三百圓

新婦所持品以筆筒其他道具費

三百圓

新郎初衣費

七十圓

新郎家に對する贈呈物品費

二百圓

男家迄の往復旅費

七十圓

宴会費及び飲食物

二百圓

禮式場設備費

五十圓

計

一千一百九十圓

右は中流以上の家庭に於ける結婚費用の最少限度額を見積つたもので、一般の婚家に對する扶助金、或は贈呈物品等の代金を合算すると、莫大なる金額に上るであらう。尙ほ婚姻式日には、その近隣の者が招待を受くること無くとも、婚家に集り來りて式に参加するときは、彼等に飲食物を以て接待すること、普通の禮とする習慣があるが、此等の費用は右費用以外の支出である。

婚姻に關する風習

勞役婚 普通下流にして資産なき家庭間に於て行はれる。即ち無資産の爲め、婚費捻出の困難なる男家が先づ、男の子孫無き爲め生計に困難を來たして居る貧困の女家を見出し、相談の上女家に對し、自己の子息又は孫の勞役に服すべきことを約し、その男兒の十六、七歳となるに及び、女家に遣はしたる後、約

五年の間又は十年の間女家に奉仕せしむ。而してその間女家の女兒約十六七歳に達したるときは、兩家合議の上彼等を結婚せしむる風習が今尙は行はれて居る。然れども斯くの如き風習は山地に居住する一部の者の間に於て行はれるのみで、これを率婿婚と稱して居る。

養婦・預婦 生計困難なる男家に於て、費用其他の關係上、將來自己の子弟の結婚困難なるべきことを豫想し、現に扶養者無き女兒又は生計困難なる女家の幼女を其の家庭に迎へ、八、九年若くは十數年養育したる後、その子弟と結婚せしむる風習がある。これも矢張山地に於ける貧賤なる家庭の一部分に於て行はるゝのみで、一般に於ては斯かる風習無く、その數も極めて尠い。

未亡婦人の再婚 昔時に於ては一般に烈女節婦を崇敬する念が強く、未亡婦人は大概所謂「烈女不見二夫」主義を採り、再婚するものが殆んど無かつたのであるが、今日に至りては時代思潮に影響され、未亡婦人にして再婚せざるものは殆んど無い。然し乍らその相手たる夫は初婚者少く概ね鰥夫である。

喪 禮

「東國輿地勝覽」の誌す所に據ると、『死葬以禮。庶幕三年。雖常賤皆服必喪三年。舊俗凡於喪葬相助。失儉教授沈涵改立相助法。初喪及大小祥令。親戚故舊必以升斗米往吊。故雖窮乏之家皆賴而盡喪祭』とあり

この地方に於ては、夙に喪禮を重んじ、喪契の思想もまたよく發達して居たことが窺はれ、他の地方に於ては見られざる習俗が今尙は殘存して居る。

初 喪 (死の日より成服の日まで) 始死に及び家人男女共に哭「哀呼」を爲し、屋根に昇り死者の着物を以て「招魂」を爲す。長子を喪主とし、喪主・妻・子等髪を下ろし、食を慎み(魚肉等を避け粥を食ふ)、護喪(弟・姪・其他親族中の禮を知る者之を爲す)を置き、親戚友人に訃告を爲す(親戚・友人より吊問は勿論米・粥・紙燭・錢・帛等の贖儀を爲す)。殯殮に關する衣物(壽衣)を具し、棺を作り、屍體に香湯水にて沐浴を加へ、襲(衣物を以て屍體に包むこと)を爲し、棺に入れ死の第三、四日目に「成服」(布巾・布服・竹杖等を作る)の禮を行ひ、服の制は父母は三年にして、祖父母・子女・兄弟・叔侄其他親族に對し等級を設け、苘(一年)九月・五月・三月とし、殊に師に對しては心喪(唯心を以て謹慎すること)三年とす。大廳又は適宜の所に於て靈牀を設け、魂帛(招魂の衣物を以て造るもの)并に平日所用の杖・履・烟管等を奉置し、常に哭を(吊客に遭ひ奠物を奉るときは勿論、初喪より三年祭終るまで時々之を爲す)爲す。一周年祭を終るまでは常に朝・夕に於て哭を爲すを例とするも、便宜葬式までに止むることがある。

食物は毎日二回奉奠と毎月一日十五日に於て朔望祭を行ひ、その外、何れも時果その他新物を得たと

きは、必ずこれを薦める。

葬・禮 先づ墓地、日子の吉凶等を審かにし、靈車（魂帛を奉るもの）葬盤（屍體を載せるもの）等の葬具（中流生活以下は借入れを普通とす）を修め、尙ほ前日に於て神主を造り、魂帛・銘旌（四・五尺位の紅絹にて死者の官職・姓氏等を白く書きたるもの）を以て祠堂に朝し「日晡」の祭を行ひ、當日に於て葬軍をして葬盤を奉らしめ、銘旌・靈車・輓章（吊詞）先行し、喪主・服人・友人・尾行して墓地に向ふのである。葬役を終へ「題主」の祭を（祭のときは何れも祝文を讀む）行ひ、而して家に歸り「初虞」の祭を行ひ、魂帛を埋め（神主を以て之れに代る）、その翌日に「再虞」、三日目に「三虞」の祭を行ひ、更に翌日「卒哭」の祭を行ひ、十三箇月にて「小祥」の祭を行ひ、練服を着、朝夕の哭を止め、二十六箇月にて「大祥」を行ひ、神主を祠堂に奉安し、一箇月を経て「禫祭」を行ふ。初喪より此日に至るまで凡そ二十七箇月にして喪主の服を脱するのである。

喪中に於ては心を謹慎し、酒肉・音楽・宴饗等避け、室内に於ける華飾を去り、朔・望の日には墓に詣で、甚しきは幕を墓の側に設けそこに籠りて粥を啜り、三年を續けるものもある。

葬式費用

貧富の程度、家柄の良否等に依り葬式に要する費用にも差異があるが、中流以上の家庭に於ける葬式費

用は大體に於て左の通りである。尤も貧民階級に於てはその費用は極めて僅少にして、全く費用を掛けず、隣人等の扶助・助力等に依り、葬式を済ますものが多い。

歛費（死體包装費）	八〇圓
棺柩製造費	二〇圓
棺漆費	三〇圓
外棺製造費	一〇圓
喪服費（一人に付）	一〇圓
喪盤費（新造）	三五〇圓
喪盤費（新造）	三〇圓
石灰（棺を壙に入れたる後石炭を入れる）	一〇圓
地觀墓地鑑定手當	三〇圓
喪軍（死體運搬者三十二人手當）	三三圓
喪軍服費（一人平均二圓三十二人分）	六五圓
喪中祭物費	五〇圓

吊客接待費

一〇〇圓

其他雜費(素橋・天幕・喪軍接待等の費用)

一〇〇圓

計

一、〇一七圓

諸禮

冠禮

冠禮は男子の成人の禮と云ふ。昔の年齢制限は十五歳より二十歳までとし、禮は初加・再加・三加あり何れも祝文を読み、冠物・着物等は初・再・三加何れも異にする。先づ祠堂に告げ且つ禮を終へ醴禮(酒を用ひて禮を爲すもの)を行ひ、賓(禮を司るもの)冠者に字(小名)を命名す。而して主人は冠者をして祠堂に謁せしめ、次に近親尊長に拜し、主人酒饌を以て賓に禮を爲すのである。

笄禮

女子は許嫁に當り、笄(首の飾物にして圓首・尖末)を爲す。實母が禮を主宰し、親類中より禮を知る婦女を賓とし、賓は本人に笄を加へ、而して醴禮を行ひ、賓は笄者に字を命名す。主人は笄者をして祠堂に謁せしめ、酒饌を以て賓に禮を爲す。

冠・笄禮は最も多く兩班の家庭に於て行ひたる古禮で、冠禮は今尙は行ふ家もあるが、笄禮は殆んど廢せられた。

祭禮

毎年、地方的に行はる文廟の祭祀や、立春祭・祈雨祭・その他幾多の團體的祭祀があるが、またこの外に、家庭的の祭祀が尠くないのである。

祠堂の祭 家には祠堂を設け、父母を始め四代目までの先祖の神主を奉安し、香卓・燭臺等祭器を備付け、死日の祭は勿論、節句の祭と、時食の薦とを爲し、尙ほ慶弔の時は事由を告げ、或は朔望に於て參拜を爲し、以て愛敬の誠を盡すのである。

墓所の祭 四代以上の先祖は祠堂より移し、墓所に於て年(春秋の時)一薦の祭と、殊に有名なる正朝、寒食・秋夕等の日に於て參拜を爲し、尙ほ子孫の共有として祭田を置き、又は齋室(祭の時に用ふる屋)を設け、別に齋直を置き松楸・碑石・莎草等の奉仕を爲さしめることがある。

年中行祭 正朝「參禮」祭 正月一日湯餅を以て祠堂祭を行ひ墓の參拜を爲す。

十五日「參禮」祭 藥飯を以て祠堂祭を行ふ。

清明 寒食の前日にして墓の參拜或は墓の莎草を改せることあり。